

郡山市指定小児慢性特定疾病医療費の支給業務における医療意見書のオンライン登録に向けたシステム環境整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小児慢性特定疾病データベースの運用の促進及び当該データベースの活用に伴うシステム環境の整備に係る経済的負担の軽減を図るため、小児慢性特定疾病医療費の支給業務における医療意見書のオンライン登録に向けたシステム環境の整備を実施しようとする児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第1項に規定する指定医の勤務する医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた市内の病院及び診療所並びに同法第8条の規定に基づき届出をした診療所に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関して、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の対象経費等)

第2条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定める経費とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、1医療機関当たり5万円を限度とする。

(補助金の交付の申請)

第3条 補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、同条第1号の補助事業等事業計画書は事業計画書（第1号様式）とし、同条第2号の補助事業等に係る収支予算書は収支予算書（第2号様式）とする。

(軽微な変更の範囲)

第4条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、補助金の交付を決定した額の増額を伴わない変更

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(実績報告)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者は、事業が完了したときは、当該完了の日から30日以内又は事業が完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、同条の補助事業等に係る収支決算書は収支精算書（第3号様式）とし、その他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（第4号様式）
- (2) 領収書その他の支出の内訳が確認できる書類

(補助金の額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(財産処分の制限)

第8条 規則第20条ただし書に規定する市長が定める期間は、次のとおりとする。

- (1) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に定められている財産の耐用年数等に相当する範囲内とする。
- (2) 事業の財源の全部又は一部が国又は県が交付する補助金等であるときは、当該財産の処分の制限の期間は、当該補助金等に係る財産の制限の期間と同一の期間とする。
- (3) 規則第20条第3号に規定する別に指定するものは、その取得価格が50万円以上のものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月24日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象経費	補助対象経費の内容	
小児慢性特定疾病医療費の支給業務における医療意見書のオンライン登録に向けたシステム環境整備に要する費用	需用費	原材料、事務用品その他の消耗品で、短時間のうちにその効用が減耗する消耗機材及び短時間の使用で消費されるもの
	役務費	郵便切手、はがき、配達料、物品の運搬費等 ※電話料、インターネット料金等は除く。
	委託料	システムの改修費等
	備品購入費	パソコン、プリンター、タブレット等

第1号様式（第3条関係）

事業計画書

1 補助事業の内容

（単位：円）

事業内容	事業費 （積算内訳）	補助対象経費 （積算内訳）
<input type="checkbox"/> ブラウザでの直接入力用のPCの購入等 <input type="checkbox"/> 院内システムの改修	需用費 役務費 委託料 備品購入費	
合 計	円	円

2 経費の負担区分

（単位：円）

事業費	負 担 区 分		摘 要
	市補助金	自己負担	
円	円	円	

第2号様式（第3条関係）

収 支 予 算 書

1 収入の部

市補助金 _____ 円

自己負担 _____ 円

2 支出の部

（単位：円）

区 分	予算額	摘 要
需用費	円	
役務費	円	
委託料	円	
備品購入費	円	
計	円	

第3号様式（第6条関係）

収 支 精 算 書

1 収入の部

市補助金 _____ 円

自己負担 _____ 円

2 支出の部

(単位：円)

区 分	支出額	摘 要
需用費	円	
役務費	円	
委託料	円	
備品購入費	円	
計	円	

※支出内訳が確認できる領収書等（レシート可）の写しを添付してください。

第4号様式（第6条関係）

事業実績書

1 補助事業の内容

（単位：円）

事業内容	事業費 （積算内訳）	補助対象経費 （積算内訳）
<input type="checkbox"/> ブラウザでの直接入力用のPCの購入等 <input type="checkbox"/> 院内システムの改修	需用費 役務費 委託料 備品購入費	
合計	円	円

2 経費の負担区分

（単位：円）

事業費	負担区分		摘要
	市補助金	自己負担	
円	円	円	